

令和3年6月定例総会 (令和3年6月30日)

## 新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

## 令和3年6月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月30日(水) 午前10時30分～10時35分

2. 開催場所 北区役所 301-303会議室

3. 出席委員 (16人)

委員	1番	渡部 圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸 洋子
委員	3番	窪田 昇平
委員	6番	坂井 祐一
農政振興部会長	7番	武田 武盛
委員	8番	小林 浩
委員	10番	佐藤 敏明
委員	11番	若林 清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤 圭一郎
委員	14番	倉島 正春
農地部会長	15番	田村 良雄
委員	16番	松田 勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤 宗一
会長職務代理者	18番	本田 敏明
会長	19番	首藤 正男

4. 欠席委員 (3人)

委員	4番	伊藤 明
委員	5番	佐藤 作栄
委員	9番	此村 和也

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第22号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第19号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 4	議案第20号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 5	議案第21号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見決定について
第 6	部会報告 農政振興部会報告
第 7	報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の転用事実に関する照会書について

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

6. 出席事務局職員

事務局長

佐久間 清

次長

島 貫 徹

農地係長

浅 香 範 人

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和3年6月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、4番 伊藤 明委員、5番 佐藤 作栄委員、9番 此村 和也委員の3名が欠席でございますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしくをお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">午前10時00分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させていただきます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和3年5月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、6番 坂井 祐一委員、7番 武田 武盛 委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、日程第2 追加議案第22号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3 議案第19号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、を一括議題といたします。</p> <p>議案第22号及び第19号については、6月25日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案第22号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は2件です。追加議案をご覧ください。</p> <p>番号1番 所在地 北区太田 以下記載のとおり</p>

譲受人 北区太田 以下記載のとおり  
譲渡人 北区太田 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑1筆 66平方メートル  
契約内容 交換  
10アール当り対価 0円  
通作距離 0.3キロメートル  
譲受人の農業従事者数 2人  
譲受人の経営面積 175.1アール  
地域区分 農用地区域外

番号2番

所在地 北区太田 以下記載のとおり  
譲受人 北区太田 以下記載のとおり  
譲渡人 北区太田 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑1筆 62平方メートル  
契約内容 交換  
10アール当り対価 0円  
通作距離 0.2キロメートル  
譲受人の農業従事者数 3人  
譲受人の経営面積 3,315.17アール  
地域区分 農用地区域外

譲渡人と譲受人がそれぞれ耕作の利便性のため農地を交換するものです。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして議案第19号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について説明します。

申請は2件です。議案書1ページをご覧ください。

番号1番

所在地 北区下土地亀 以下記載のとおり  
転用者 北区下土地亀 以下記載のとおり  
所有者 北区下土地亀 以下記載のとおり  
地目及び面積 畑1筆 478平方メートル  
農地区分 第1種農地  
契約内容 使用貸借権設定

	<p>転用内容及び土地利用面積 農家住宅建築敷地 478平方メートル</p> <p>転用者は現在、土地所有者と一緒に住んでいますが、手狭になり、住宅建築を計画しました。申請地は実家に隣接しており、使用貸借権設定し、農家住宅を建築することになったものです。</p> <p>申請地は第1種農地ですが、住宅等の居住者の生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。</p> <p>番号2番 所在地 北区太田 以下記載のとおり 転用者 北区葛塚 以下記載のとおり 所有者 北区太田 以下記載のとおり 地目及び面積 畑1筆 307平方メートル 農地区分 第3種農地 契約内容 売買 転用内容及び土地利用面積 個人住宅建築敷地 307平方メートル</p> <p>転用者はアパートに住んでいますが、手狭になり、売買で申請地を購入し、個人住宅を建築することで話がまとまったものです。</p> <p>申請地は、JR黒山駅から300メートル以内で、第3種農地に該当するため、許可できるものです。</p> <p>なお一層のご審議をお願いします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は農地部会長報告のとおり決めるにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第22号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、及び議案第19号 農地法第5条許可申請に関</p>
議 長	
議 長	
議 長	

農政振興部会長

する処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第20号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

議案第20号については、6月23日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。

農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。

議案第20号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

本日の配布資料4ページの令和3年 利用権促進事業権利別実績表をお開きください。

④ 所有権移転は4件、11,603平方メートルです。

定例総会議案書2ページをご覧ください。

所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。

番号1番 売買です。

譲渡人が規模縮小のため、今まで耕作していた譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号2番 売買です。

譲渡人が離農するため、今まで耕作していた譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号3番 売買です。

譲渡人が高齢で耕作ができなくなったため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号4番 売買です。

譲渡人が生活資金が必要なため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事 並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。

議 長	<p>以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。</p> <p>皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>本案は農政振興部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第20号 新潟市農用地利用集積計画の決定については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第5 議案第21号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見決定についてを、議題といたします。</p> <p>議案第21号については、事務局から提案の説明を求めます</p>
事務局	<p>議案第21号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更案に対する意見決定について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書6ページから79ページをご覧ください。</p> <p>このたび、新潟市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更するにあたり、新潟市長から北区農業委員長あてに、意見照会があったことから、議案としてご審議いただき、その意見決定について回答が必要となったものです。</p> <p>この基本構想の変更案については、農政振興部会でご説明して承認いただいたところですが、改めて総会で提案させていただくものです。なお、農政振興部会におけるご質問と農林政策課からの回答については、本日の配布「農政振興部会報告 追加資料」に記載のとおりです。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。中ほどの枠で囲まれた①から④までの4点が、主な変更内容となります。</p> <p>変更内容の詳細につきましては、議案書11ページから47ページまでの新旧対象表に記載のとおりでございます。</p>



議 長	<p>この基本構想の変更案について、ご承諾いただければ、北区農業委員長名として「意見なし」として回答する形となります。</p> <p>説明は以上です。なお、一層のご審議をお願いします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>これより、議案第21号について、採決いたします。</p> <p>本案は、事務局説明のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第21号については、事務局説明のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第6部会報告 農政振興部会報告を議題とします。</p> <p>6月23日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p>
農政振興部会長	<p>それでは、農政振興部会報告をいたします。</p> <p>本日の配布資料2ページをお開きください。</p> <p>先程ご審議いただきました、議案第20号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、所有権移転4件を審議しました。</p> <p>また、議案第21号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見決定について、事務局から説明がありました。</p> <p>主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。</p> <p>皆さまのなお一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p>

	<p>本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p> <p>次に、日程第7 報告事項を議題とします。</p> <p>事務局から報告を求めます。</p>
事務局	<p>専決処分のご報告をいたします。</p> <p>お手元の専決処分書 80～84ページをご覧ください。</p> <p>最初に、農地法第5条転用届出に関する受理について、2件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、3件専決処分しました。</p> <p>次に、農地の転用事実に関する照会書について、3件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、11件専決処分しました</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和3年6月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前10時35分</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議長 首藤 正男

委員 坂井 祐一

委員 武田 武盛